

宮の杜自治会館駐車場使用規則

宮の杜自治会は、宮の杜自治会館前の駐車場貸出しに関して本規則を定めるものとし、これらの施設を利用する居住者等は以下の事項を遵守しなければならない。

第1条（使用目的）

自治会館は、宮の杜住宅地の良好な住居環境の維持および自治会運営に関する諸事項の協議、また宮の杜住宅地内の居住者相互の親睦ならびに利便をはかることと共に、地域防災拠点とすることを主目的に使用するものとする。自治会館に付属する駐車場の一部を自治会員の利便性向上のために有償で貸し出すものとする。

第2条（使用区分及び優先順位）

自治会館駐車場は、次の使用目的のいずれかに該当する場合使用できるものとし、その使用は原則申し込み順とする。但し、下記使用目的のうち上位のものが他の申込者に優先して使用することができる。

- (1) 宮の杜自治会または居住者が、地域防災活動、および自治会で実施する行事等で使用する場合。
- (2) 自治体または電気・ガス・水道等の公益事業を営む者が、居住者に対するサービス等を目的として使用する場合。
- (3) 居住者が、自治会館使用の許可を受けて、自治会館使用時に駐車場を利用する場合。
- (4) その他、自治会長が必要且つ適正と認めたものに使用する場合。
- (5) 居住者が、自宅駐車スペースでは不足し有償で自治会館駐車場を使用する場合。

第3条（使用期間）

自治会館駐車場の使用期間は、原則として1ヶ月未満とする。但し、管理者が特別の事由と認めた場合はこの限りではない。

第4条（使用料）

第2条第1号から第4号の目的に使用する場合は無償とし、5号の場合を有償とする。また5号の有償駐車場については管理者が指定する特定のスペースのみを対象とする。

2. 使用料金（1日あたり）は以下のとおりとする

	使用料（単位＝円）
	1台分1日あたり
居住者	300

※ 1日は0時～24時とする。12時～12時のように日をまたがる場合は2日とする。

第5条（使用申し込み）

自治会館駐車場の使用申し込みは、使用責任者の氏名、使用期間（日時）、駐車場使用理由、車両特定情報等を所定の申込書に記入し、原則として使用希望日の1ヶ月前から当日までの期間内に管理者宛申し込むものとする。使用の変更・キャンセルの受付は7日前までとする。

第6条（使用の許可）

管理者は、前条による申し込みがあった場合、その適否を確認のうえ許可するものとする。

但し、第2条に掲げる各号のうち上位のものが他の申込者に優先して使用することができる。

2. 管理者は、前項における使用許可の後、その使用目的が本規則に違反すると判断した場合、又は使用責任者が自治会費を未納・滞納していることが判明した場合、使用許可の取り消しまたは使用を停止させることができる。

3. 管理者は、第1項における使用許可の後、第2条に基づく優先使用の申し込みがあった場合、先に許可した使用許可を取り消すことができる。

使用の許可の取り消しに伴う損害の発生について、自治会及び管理者は一切責任を負わない。

第7条（使用料の徴収等）

使用者は、使用許可証交付と引き換えに第4条に定める使用料を管理者に支払うものとする。使用料の支払いは7日前から使用希望日当日までに行う。使用料支払い以降の返金は行わない。

2. 徴収した使用料は、宮の杜自治会の運営費等に充当する。

第8条（使用予定表）

管理者は、自治会館駐車場の使用予定表を作成し、使用希望者がいつでも閲覧できるよう常備しておくものとする。

第9条（免責）

自治会館駐車場内での盗難・事故等については自治会では一切責任を負わないものとする。

第10条（事故・盗難防止）

使用者は、事故・盗難の防止のため、以下の事項に留意する。

- (1) 駐車場内での走行には十分注意し、事故等の発生時には警察に連絡すること。
- (2) 駐車時には車両の施錠を必ず行い、車内へ貴重品を置くことは極力避けること。
- (3) 万一盗難が発生した場合は、すべて使用者の責任において解決すること。

第11条（その他の禁止事項）

その他、使用者は以下の事項を遵守する。

- (1) 駐車場の指定位置に駐車し、駐車枠をはみ出さないこと。
- (2) 駐車場内ではアイドリングは行わず、停止後速やかにエンジンをストップすること。
- (3) 使用許可を得た車両以外の駐車は行わないこと。
- (4) その他、管理者の指示にそむかないこと。

第12条（損害賠償）

使用者の責に帰すべき事由により、建物・駐車場等の付属設備を破損または滅失した場合、使用者は原状回復または実費賠償の責を負うものとし、管理者の指示に従うこととする。

第13条（緊急時の措置）

災害時等緊急のときは、一時避難等を目的とした使用を最優先し、本規則の定めに拘わらず管理者の指示に従うものとする。但し、自治体等から特に指示がある場合はそれに従う。

2. 使用者は緊急時に管理者から連絡を取れるよう、連絡先を明記すること。

第14条（規定外事項）

本規則の改廃については、宮の杜自治会役員会の決議によるものとする。本規則に定めのない事項および自治会館運用に関する具体的事項については会長が指示するものとする。

以 上

(2017/12/10 改定)